

事務局組織運営規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>(職員)</p> <p>第3条 事務局に次の職員を置く。</p> <p>(1)事務総長</p> <p>(2)その他の職員</p> <p>2 前項の職員とは、雇用契約者及び出向者をいう。</p> <p>3 部の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。</p> <p>4 雇用、出向、業務委託等に関する手続、決裁に関する事項は会長が別に定める。</p> <p>(事務総長)</p> <p>第5条 事務総長は、事務局の事務を統括する。</p> <p>2 事務総長は、会長が理事会の承認を経て任免する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 事務局に次の職員を置く。</p> <p>(1)事務総長</p> <p>(2)副事務総長</p> <p>(3)その他の職員</p> <p>2 前項の職員とは、雇用契約者及び出向者をいう。</p> <p>3 部の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。</p> <p>4 雇用、出向、業務委託等に関する手続、決裁に関する事項は会長が別に定める。</p> <p>(事務総長)</p> <p>第5条 事務総長は、事務局の事務を統括する。</p> <p>2 事務総長は、会長が理事会の承認を経て任免する。</p> <p>(副事務総長)</p> <p><u>第5条の2 副事務総長は、事務総長を補佐し、事務総長が欠けたとき及び事務総長に事故あるときは、その職務を代行し事務局の事務を処理する。</u></p> <p><u>2 副事務総長は、会長が理事会の承認を経て任免する。</u></p>	<p>職員として副事務総長の追記</p> <p>副事務総長の任務及び任免規定を追記</p>

現 行	改 定	備 考
<p>(所掌事務)</p> <p>第6条 事務総長補佐は、事務総長を補佐し、事務局の事務を処理し、事務総長が欠けたとき及び事務総長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>2 部長は、部の最高管理者として、それぞれの部の所掌事務を処理する。</p> <p>3 副部長は、部長を補佐し、部の所掌事務を処理し、部長が欠けたとき及び部長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>4 グループ長は、部長を補佐し、部の所掌事務を処理し、部長が欠けたとき及び部長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>5 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第6条 <del>事務総長補佐は、事務総長を補佐し、事務局の事務を処理し、事務総長が欠けたとき及び事務総長に事故あるときは、その職務を代行する。</del></p> <p>2 部長は、部の最高管理者として、それぞれの部の所掌事務を処理する。</p> <p><del>3</del>2 副部長は、部長を補佐し、部の所掌事務を処理し、部長が欠けたとき及び部長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p><del>4</del>3 グループ長は、部長を補佐し、部の所掌事務を処理し、部長が欠けたとき及び部長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p><del>5</del>4 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。</p>	<p>事務総長補佐から副事務総長への役職変更に伴い削除</p>